

2020年3月25日

お客さま各位

川重商事株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、電気料金の特別措置について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省から電気料金の支払期日延長を要請されております。当社は、お客さまからお申し出があった場合には、下記の特別措置を適用させていただきます。

1. 特別措置の対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付（3月25日受付開始）※」を受けているお客さま

※「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhog/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

2. 特別措置の内容

○支払期日の1ヵ月延長

2020年3・4・5月分の電気料金について、支払期日を原則として1ヵ月間延長いたします

※3月分は、支払い義務発生日が3月19日以降となる方が対象

3. 特別措置の申込方法

適用を希望されるお客さまは、下記へご連絡下さい。

川重商事株式会社

需給管理センター

TEL：03-5244-5730

MAIL：info@kscpower.jp

(参考)

経済産業省発表（2020年3月19日）

「新型コロナウイルス感染症の影響を受け、電気料金の支払いなど生活に不安を感じておられる皆様へ」

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319008/20200319008.html>